

議案第 12 号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区長等の給料等に関する条例（昭和 22 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「支度料」を「旅行雑費」に改める。

第 7 条第 1 項中「の各号」を削る。

別表 2 区長の項中「、支度料」を削り、「相当額」の次に「（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）」を加え、同表副区長の項中「相当額」の次に「（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 3 条第 2 項及び別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の旅費のうち、支度料を廃止する等の必要がある。